

令和4年度事業報告

社会福祉法人 親心会

指定障害者支援施設 戸河内あすなろ園

グループホーム 大銀杏（共同生活援助）

安芸太田町ユニバーサルリビング やまゆり寮

知的障害者授産施設戸河内あすなろ園として開設後 18 年余りが経過しました。その間、障害者を取り巻く環境は大幅に変わり、特に平成 24 年に施行された障害者自立支援法及び総合支援法をはじめとする法制度の大幅な改正は、サービス現場にも大きな制度改革をもたらしています。

こうした中、利用者が大幅に減少していた就労継続支援 B 型サービスについては、令和 3 年度末で廃止し、提供するサービスは令和 4 年度から定員 50 人の生活介護のみとして新たなスタートを切りました。

また、制度の根幹にある「施設入所者を減らして地域移行する」という目的の達成のため、当法人では知的・精神障害者専用のグループホーム大銀杏を平成 28 年に設置しましたが、障害者雇用という社会環境が十分に整備されていない当地域においては、利用者がなかなか増えない状況にありましたが、最近になり就労継続支援 A 型事業所が経営拡大されるとともに、平成 3 年度末で廃止した当法人の就労継続支援 B 型事業所に通っていた利用者について、町内の他の就労継続支援 B 型事業所が新たに受け入れ先となるなど、少しずつ就労環境が整いつつあります。こうした環境整備もありグループホームの入居率は常時 7 割を超える状況が続いています。

こうした地域移行の流れを受け、施設入所希望者は病院や他施設からの移行がほとんどとなり、元々の基本的利用者であった知的障害者から、どちらかという精神障害を合わせ持った人や広範性発達障害という新たな障害を抱えた利用者へシフトしつつあると言えます。これらは、利用者同士のトラブルや無断外出の他、興奮による施設備品の破損や稀に職員に対する暴力行為等にもつながるなど、職員はこれまでの経験値を超えた専門性を要求される中で対応を重ねています。

一方、令和 4 年度も令和 2 年度・3 年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に終始振り回された 1 年でした。

法人としては、県内・広島市内・町内の最新の感染状況から感染対策レベルを決定し、外出可能エリアの制限や緩和、園内外でのマスク着用の可否、施設内面会の全部・一部制限や緩和などの対策を講じてきました。

令和 4 年度は、県の支援により抗原定性検査キットが職員用に無償配布されました。発熱や倦怠感など気になる症状がある場合には、出勤前に自主検査を積極的に行うよう周知し有効に活用しています。

こうした中、過去 2 か年施設内では新規感染者（陽性者）を一人も出していませんでしたが、この検査キットを活用した結果、令和 4 年 11 月初旬に利用者 1 名と職員 1 名の計 2 名の初めての陽性者が判明しました。

利用者については施設内の独立居室での隔離を実施し、職員については8日間の出勤停止（自宅隔離）を行うとともに、感染対策レベルを最高の「レベル5」に引き上げ厳重警戒体制を取った結果、幸いそれ以上の感染拡大を防ぐことが出来ました。

その後陽性者判明から2週間が経過した11月21日には「終息宣言」を行い、対策レベルも県内や町内の感染状況に応じて緩和と強化を繰り返しています。現在は「レベル2」とし利用者には外出や通院時に施設内に入る際のみマスク着用を、職員には利用者と接する園内や外出同行時などの業務中は常時着用を指示するとともに、プライベートの際も可能な限りマスク着用を依頼しています。その後令和5年3月末までに新たに役職員3名の陽性が判明しましたが、利用者については幸い新たな陽性者は発生していません。

感染の終息がなかなか見いだせないなか、令和4年度は昨年夏の感染第7波、本年2月を中心とする第8波を経験する一方で、過度な感染対策や制限、自粛行動によるマイナス面がクローズアップされ、徐々に「ウィズ・コロナ」を向けた感染対策緩和に向けた取り組みに切り替えられていますので、こうした動きを確認しながら引き続き必要な感染対策を継続していきたいと考えています。

一方で、昨年2月のロシアによるウクライナ侵攻に端を発した原油等のエネルギー価格の高騰と食料品を中心とする物価高は、個人の家庭はもちろんのこと当法人のように大量の電力を消費し、また同時に食材を大量消費する入所施設の運営者にとっては、経営に直結する大変大きな負担増となっています。国や町においてこうした物価高に対する支援制度を実施されたことにより大幅な赤字は免れることが出来ました、今後はこうした経済情勢の変動にも柔軟に対応できるよう法人の健全経営に注力を注いでいきます。

このような世情と社会背景の中、社会福祉法人親心会及び戸河内あすなろ園は着実に地域の中でその資源を有効に活用し、地域のニーズに応えられるように努力しなければならないと考えています。

1. 施設運営

◇定員 施設入所支援 定員 50名

◇利用状況 入所利用者数 42名（令和5年3月31日現在）

日中活動 生活介護利用者 42名（うち長期入院者2名）

◇異動状況 入所者6名、退所者4名

2. 日中活動

日中活動は生活介護一本になりました

毎月活動日としては、（月の日数－8日）22日～23日／月となっています。

◇生活介護の活動内容

趣味的な活動 軽スポーツ、創作活動、手芸、塗り絵、清掃作業

生産的な活動 農作業、清掃作業、草取り、草刈作業、廃棄物処理・選別作業、自動車部品製作作業、労務提供作業 など

地域の中で自立するためには、生産活動に継続的に従事していくことが重要な要素であり、今後も利用者の実態に応じた新しい作業の開拓・確保を進めていく必要があります。

利用者の高齢化等により日中活動の中の生産活動に継続的に従事する利用者が減少傾向にあります。前述のとおり就労継続支援B型は令和3年度末で廃止しましたが、従来この

就労継続支援B型で取り組んでいた作業で生活介護に移行できるものは、発注者と協議をしながら可能な限り令和4年度以降も継続していますが、特に地域や行政からも多くの要望があった刈払い機による休耕田等の草刈作業については、機械を操作できる利用者が2人前後に激減したため受託を中止し、他の就労継続支援B型事業所やシルバー人材センターを紹介するなどの対応を図りました。

3. 施設入所支援

主として施設の夜間の活動について支援（入浴、排せつ、食事などの介護、生活等に関する相談及び助言等）を行います。近年若年層入所者の増加により利用者の平均年齢は、むしろ低下（令和3年度末48.4歳⇒令和4年度末48.2歳）していますが、入所期間の長い高齢者については、加齢などにより徐々に入浴、食事の介助が必要な利用者が増加してきています。

また、令和4年5月から火災等緊急時の利用者の安全確保を図るため、利用者居室のカギを廃止しました。一方、無断で他の利用者の居室に出入りする利用者に対する抑止対策として、廊下へ監視カメラを設置して常にチェックをしているよと伝えて抑止効果を高めています。なお、この居室のカギ廃止については、事前に家族会への説明を行い同意を得て実施しています。

◇サービス提供日 12月28日～1月3日を除く毎日（正月休みを除く年中無休）

◇入浴サービス日 週3日（月、水、金）※夏季は作業後のシャワーも希望で実施

4. 年間行事

昨年度末の就労継続支援B型サービス廃止により、対象者が生活介護利用者一本になりました。これにより施設全体としての統一した行事の実施が可能になりました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策のため、園内行事も警戒レベルを設定して家族会等の参加制限を設けるなど工夫もしながら慎重な運営を行いました。その結果は次のとおりです。

- ・4月6日(金) 春レク（安佐動物公園）35名、家族会3名、職員11名
- ・9月2日(金) ガーデンパーティー・音楽発表会 39名、GH6(7)名、職員16名
- ・9月30日(金) グループホーム大銀杏一泊旅行(香川県) GH6名、職員4名
～10月1日(土)
- ・11月4日(金) あいサポートアート展 13名、職員3名
- ・11月18日(木) 紅葉狩り(温井ダム) 38名、職員13名
- ・12月24日(土) クリスマス会 在園者参加
- ・12月31日(土) 忘年会(娯楽室)
- ・1月2日(月) 新年会(娯楽室) 在園者参加
- ・1月4日(水) 初詣(長尾神社参拝) 希望者18名、職員3名
- ・1月14日(土) あすなろ園とんど 利用者39名、職員11名
- ・3月3日(金) ひな祭り 在園者参加
- ・3月10日(金) あすなろ園一泊旅行(香川県) 36名、家族会4名、職員16名
～3月11日(土)

※当初は11/18～11/19の開催予定でしたが、11/8の施設内で新型コ

ロナ陽性者が発生したため延期して実施しました。

5. 施設の防災対策

近年、全国で集中豪雨や台風などによる土砂災害や河川の氾濫が毎年のように発生し、多くの福祉施設等が被災する事例が多発していることから、令和2年7月に戸河内あすなろ園、やまゆり寮及びグループホーム大銀杏の「非常災害対策計画」を、さらに戸河内あすなろ園、やまゆり寮では「太田川氾濫時の避難確保計画」を策定しました。また、令和3年5月には、それまで避難情報の発表に使用されていた「避難勧告」が廃止され、「避難指示」に統一されました。

このことから、これまでは想定される災害が河川氾濫のみで、かつ時間経過とともに危険度が徐々に高まる河川氾濫の特性から、「避難勧告」を避難準備行動のきっかけとし、その後発表される「避難指示」で避難行動を取ることにしていた当園のマニュアルについては見直す必要が生じたために現在検討していますが、やはり土居観測の水位を基準とした洪水予報に基づき、「氾濫危険水位」の到達で発表される「氾濫危険情報」で避難行動を開始することとします。

早めの避難行動を否定するものではありませんが、大勢の障害を抱える利用者を何度も空振り避難させることは避けなければならない、的確な避難行動につながるように私たち自らの情報収集能力の向上を図るだけでなく、町役場や消防団等関係機関との連携強化を今後とも図っていきます。

避難確保計画や消防計画に基づき、昨年9月2日と本年3月19日の2回、戸河内あすなろ園とグループホーム大銀杏で避難・消火訓練を実施しました。

また、以前から広島県指導監査の指摘事項にもなっていた夜間の災害発生を想定した夜間避難訓練を9月2日の夜に実施しました。いわゆる「だまし討ち」により夜勤職員のみで実施しましたが、利用者は落ち着いて避難行動をとっていました。

6. 虐待防止について

施設における虐待の原因として、施設自体が閉鎖された空間で外部の目が届かないため職員の自己判断で処遇する場合があります。利用者が興奮して他害を及ぼす場合は身体拘束等の措置が必要ですが、身体拘束については緊急性等の条件という制限がかかっていますので、原則施設として身体拘束はできません。そのため、その場所から移動する、当事者と直接話をする、他のことに利用者の意識を持っていくなどの方法で興奮を鎮めたり、薬の服用で対応したりしています。しかしながら、薬の効果が持続しないのでどうしても夜間に不眠となり問題行動を行う利用者がいます。これは他の利用者の睡眠を妨げる結果となりますが、他の利用者の許容や理解の範囲を超えるとトラブルになります。こうしたことから、新型コロナウイルスの影響下にあっても強度行動障害支援者養成研修や障害者虐待防止・権利擁護研修等には職員を積極的に参加させています。

利用者の人権を守り、また職員の働きやすい労働環境を確保するために、虐待防止については施設として重要な課題として取り組んでいます。

障害者虐待防止法が改正され、令和4年4月から当園のような障害者支援施設においては、虐待防止委員会を設置することが義務付けられました。本園では昨年1月に虐待防止委員会を設置し全職員にアンケート調査を実施しました。4月19日には広島県社会福祉

協議会権利擁護課長（広島県障害者権利擁護センター所長）の坂原邦彦さんを招いて職員研修を兼ねた第1回目の虐待防止委員会を開催しました。今後ともこうした取組みを継続し、職員による利用者の虐待防止と権利擁護を強化していきます。

7. 職員の処遇改善と資質向上について

本年3月末現在、戸河内あすなろ園とグループホーム大銀杏を合わせ37名の職員がいます。内訳は、正規職員19名、非正規職員18名です。このうち、利用者に直接関わるいわゆる直接処遇の正規職員は15名となっています。

正規職員の平均賃金は、令和2年度からの処遇改善対策の取組みにより、目標であった年収300万円を達成できました。しかしながら、他業種に比するとまだ低位にあります。

こうした中、国においては福祉・介護職員処遇改善を図るため、福祉職員処遇改善臨時特例交付金制度により令和4年度も所要額が交付されました。

今後も、こうした給与をはじめとする勤務労働条件の改善を図ることで、優秀な人材の流出防止と確保を図っていきたいと考えています。

8. グループホーム大銀杏（共同生活援助）の運営について

主として施設の夜間の活動について支援を行っています（あすなろ園施設入所に同じ）。令和2年度から利用者氏自身による自炊や洗濯・掃除の頻度を増やしました。

◇利用定員 8名

◇利用状況 6名【令和5年3月31日現在】

◇入所条件 原則就労先が必要。

◇就労状況 就労継続B型事業(2名)、就労継続A型事業(4名)

◇食事提供 土・日曜日も含め朝食と夕食は世話人において。以外は利用者自身で。

◇洗濯掃除 平日は世話人において実施。土・日は利用者自身で。

◇夜間支援 生活支援員により毎日16:00～20:00

9. 安芸太田町ユニバーサルリビングの運営について

安芸太田町の指定管理施設であるユニバーサルリビング・やまゆり寮については、令和5年度3月末では定員9名に対し6名が入所されていますが、以前から収益性に課題がありますので、現在ゼロとなっている指定管理料についても、施設運営上の課題として町担当課と継続して協議を進めています。

利用者の平均年齢は約77歳で、自立した生活力の低下とともに認知機能の衰えが新たな課題になりつつある利用者もおられます。この点について本人はもちろんご家族や担当のケアマネージャーと協議を進めていく必要があると考えています。

平成18年の完成後17年が経過し、少しずつ経年劣化による修繕が必要な部分が出てきていますが、大規模な設備修繕や高額な備品類の更新・購入等については、設置者の安芸太田町にお願い出来ることになっています。